

## 食品営業許可の有効期間に関する取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第55条第3項の規定に基づく許可の有効期間の付与に関し必要な事項を定めることにより、施設の優良性及び衛生管理の優良性を公正かつ円滑に評価し、もって営業者の自主的な衛生管理の取組の促進を図るものである。

### (査定及び許可年数の決定)

第2条 法第55条第2項の規定に基づく許可に当たっては、次の各号に掲げる申請区分に応じ、当該各号に掲げる項目について、別紙「食品営業許可年数査定基準」により各項目の適否を判定し、適合する査定項目の数（以下「適合項目数」という。）を決定する。

- 一 新規許可申請 別表第1に掲げる査定項目
- 二 更新許可申請 別表第1及び別表第3に掲げる査定項目

- 2 新規許可申請に対する許可にあつては、前項の規定に基づき決定した適合項目数に係る別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる年数を許可年数とする。
- 3 更新許可申請に対する許可にあつては、第1項の規定に基づき決定した適合項目数に係る別表第1に掲げる査定項目については別表第2、別表第3に掲げる査定項目については別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる年数を合計し、許可年数とする。ただし、許可年数は10年を超えないものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、別表第5の左欄に掲げる業種及び形態にあつては、同表右欄に掲げる年数を許可年数とする。

### (許可の有効期間の付与)

- 第3条 許可の際に付与する有効期間の満了日は、営業所の所在地等を考慮し、当該許可日に前条の規定に基づく許可年数を加えた日から起算して1年を超えない日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、許可を受けようとする者の申出により、前項の規定による有効期間満了日より短い日を有効期間として付与することができる。

### (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### (関係通知の廃止)

- 2 「食品営業許可の取扱いについて（通知）」（平成7年11月10日7生衛食第160号）及び「営業許可有効期間査定マニュアルについて」（平成7年11月20日7生衛食第163号）は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日の前日において食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条の規定による改正前の食品衛生法第52条第1項の規定による許可を受けているものが、この要綱の施行の日以降引き続き当該許可を受けている営業を営もうとして食品衛生法第55条第1項の規定による許可申請を行う場合は、更新許可申請と同様に取り扱うこととする。

別表第1 (第2条関係)

査 定 項 目	
施 設 の 構 造	建物
	天井
	内壁・腰張
	床
	空調設備
食 品 取 扱 設 備	洗浄設備
	保管設備
	冷蔵・冷凍設備
	製造・加工・調理設備
給 水 等	給水
	手洗設備
	便所

別表第2 (第2条関係)

適合項目数	年 数
0～3項目	5年
4～6項目	6年
7～9項目	7年
10～12項目	8年

別表第3（第2条関係）

目 項 定 査	
自 主 的 な 衛 生 管 理 の 取 組	衛生教育
	実務講習会
	危機管理
	自主検査
	コーデックスHACCPによる衛生管理

別表第4（第2条関係）

適合項目数	年 数
0 項目	0 年
1 ～ 2 項目	1 年
3 項目	2 年
4 項目	3 年
5 項目	4 年

別表第5（第2条関係）

業種及び形態		年 数
飲食店営業	自動車営業	5 年
食肉処理業	自動車営業	5 年
調理機能を有する自動販売機による営業		6 年
特 殊 形 態 営 業	仮設営業	5 年
	ろ店営業	5 年
	臨時営業	申請のあった期間

## 備考

- 表の左欄中「調理機能を有する自動販売機による営業」は、食品衛生法施行令（昭和28年8月31日政令第229号）第35条第2号に規定される営業を指す。
- 表の左欄中「飲食店営業（仮設営業）」、「飲食店営業（ろ店営業）」及び「飲食店営業（臨時営業）」は、福岡県食品衛生法施行条例（平成12年福岡県条例第17号）第2条の規定に基づき、「特殊形態営業に関する取扱要綱」（令和3年6月1日施行）により施設基準を緩和して許可する形態を指す。